

(別紙7)

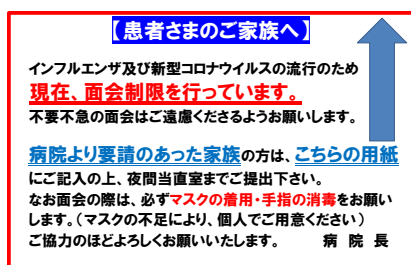
当院における時間的・空間的分離対策

<全体的な方針>

- 当院は救急外来を含めて、発熱患者の受診を時間的にコントロールすることが不可能であり、空間的に発熱患者をその他の患者と分離する方針とする。
- 外来入口で担当者（受付職員又は看護師等）が症状を聞き取り、新型インフルエンザ等の患者か否か判断し、救急外来診察待合場所まで誘導する。

1 外来入口での掲示内容

- 地域発生早期以降、外来入口に受診方法の案内を掲示する。



2 空間的分離対策の具体案

- 地域発生期以降、空間的分離策を行う。基本的には新型インフルエンザ等疑い患者と通常の患者の受診入口を変更する（4. 参照）。
- 運用にあたって、流行期には、外来の一部にパーテーション等により分離できるエリアを設置する。

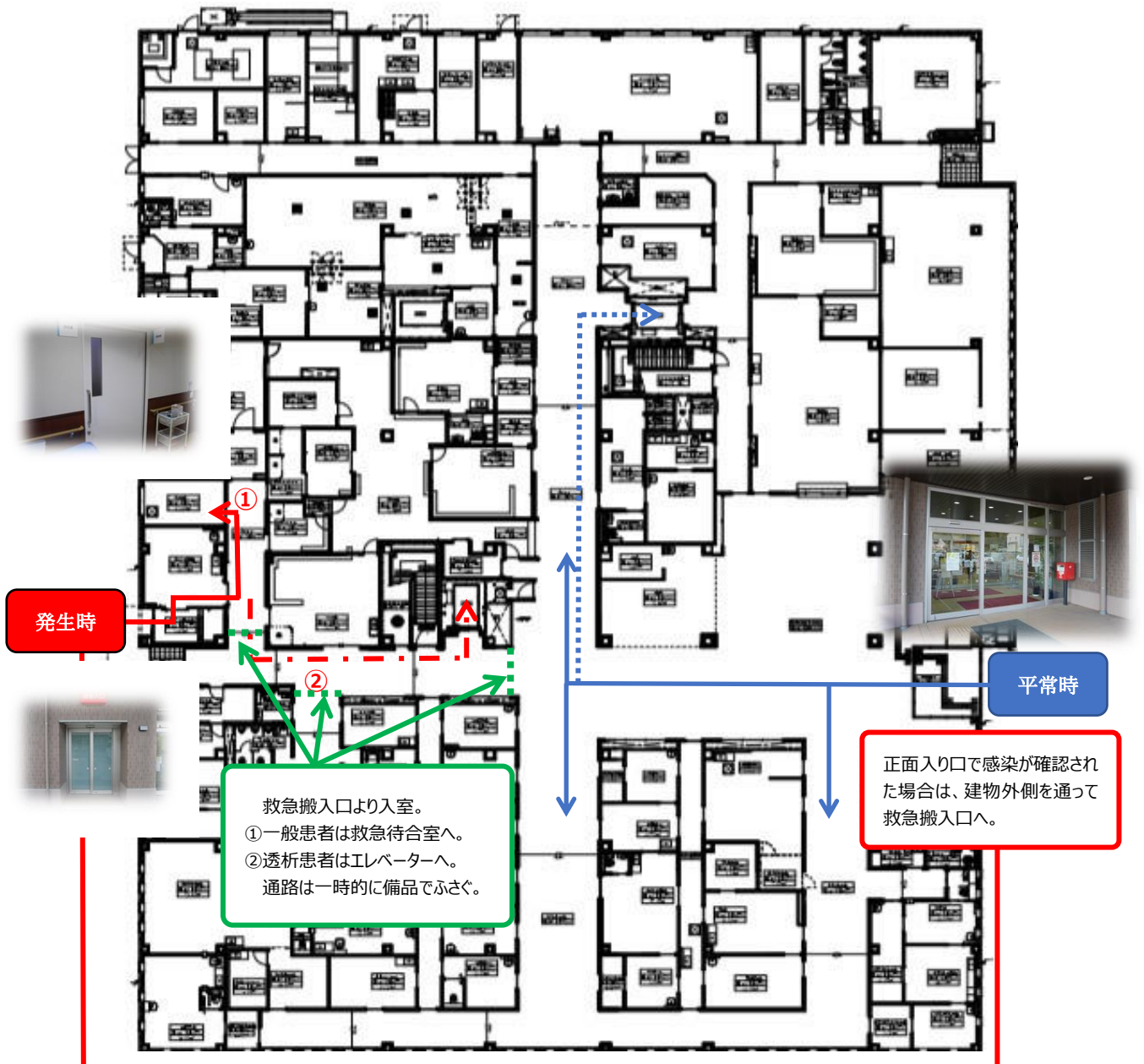
3 診察終了後の処方、服薬指導

- 診察終了後、薬剤師が服薬指導を行う場合は、新型インフルエンザ等患者用の待合場所に出向き、指導する。

4 地域発生期以降の空間的分離対策

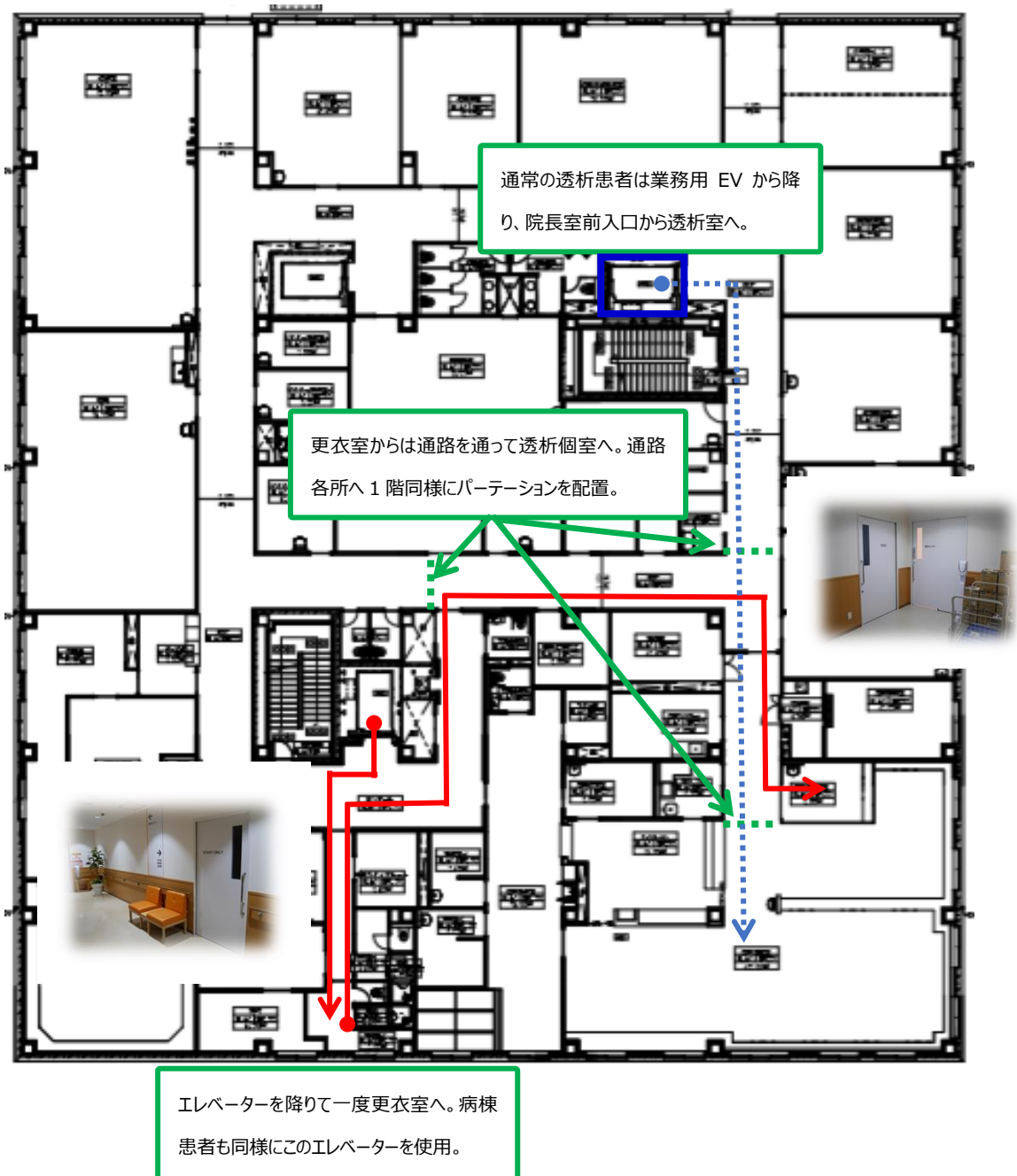
- 発生時には新型インフルエンザ等の患者の受診入口を下図の矢印のように変更する。
- 青矢印は通常の入口、赤矢印は地域発生期以降の受診の入り口と患者動線。
- 青点線矢印は発生時における通常の透析患者の動線。

【1階平面図】



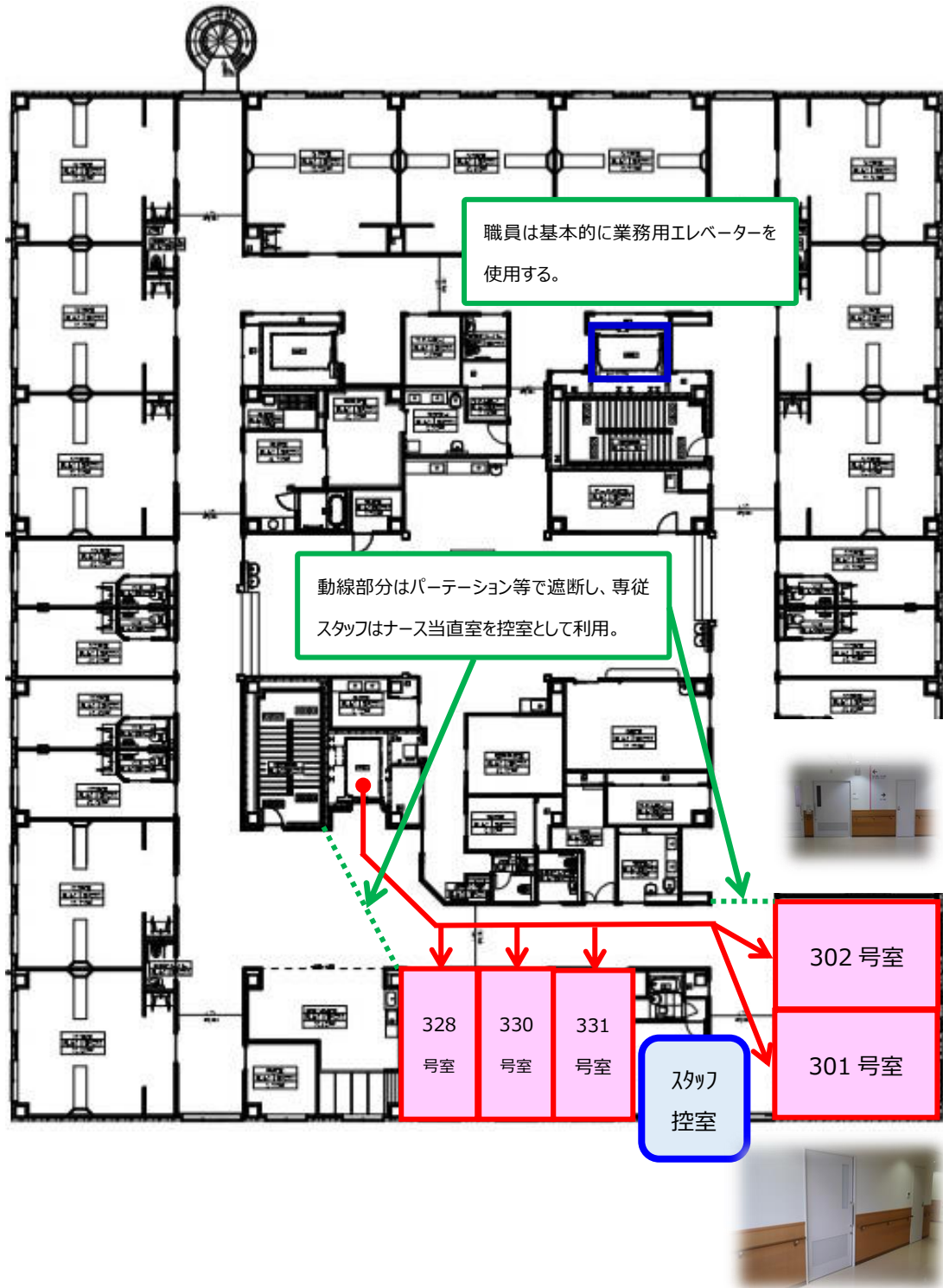
- 通常の透析患者は業務用エレベーターより上がるため、通常の入口からではなく、院長室前入口から透析室へ入室する。ただし感染患者と一部動線が重なるため、同時に入室することの無いよう透析時間を調整する。

【2階平面図】



- 301～305 号室を入院可能病床とし、感染者用エレベーターからの動線をパーテーション等で一般患者動線と遮断しする。
- 専従看護師等スタッフはスタッフルームは利用せず、ナース当直室を控室として使用する。

【3階平面図】



- 階移動について、職員は基本的に業務用エレベーターを使用する。
- 外来用エレベーターは感染者用として使用するため、新型インフルエンザ等診療担当チーム職員が使用する。

【4階平面図】

